

個人の市民税 県民税（住民税）

特 別 徴 収 の 手 続 き

就職・退職等・納入に関すること

庄原市 総務部 税務課

目 次

記入上の注意事項

1. 就職・復職するとき P1
2. 転勤（他の事業所で特別徴収を継続）するとき P1
3. 退職するとき P2
4. 退職後に出国・帰国するとき P3
5. 休職するとき P3
6. 普通徴収とする異動事由に該当するとき P4
7. 事業所の名称等に変更があるとき P4
8. 納入に関すること P5
9. その他 P5

届出書等の記入例

1. 就職・復職で特別徴収に切替えるとき P6
2. 転勤（他の事業所で特別徴収を継続）するとき P6
3. 退職等で普通徴収に切替えるとき P7
4. 退職等で未徴収税額を一括徴収するとき P7
5. 税額が0円の従業員が退職するとき P8
6. 新年度から特別徴収の予定で給与支払報告書を提出した後、退職するとき
（現年度が普通徴収の場合） P8
7. 事業所の名称等に変更があったとき P9
8. 納入書金額訂正の記入例 P9
9. 退職所得に係る市民税 県民税の納入書及び納入申告書の記入例 P10
10. 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書記入例 P11

様 式

- 特別徴収 開始 切替 申請書 P12
- 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書 P13
- 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書 記載要領 P14
- 特別徴収義務者 名称 所在地 等変更届出書 P15
- 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 P16

■ 特別徴収に関する問い合わせ

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10 番 1 号

庄原市役所 総務部 税務課 市民税係

TEL：0824-73-1146 E-mail：zeimu-shiminzei@city.shobara.lg.jp

記入上の注意事項

1. 就職・復職するとき

必要書類： **特別徴収開始切替申請書** 記入例 1 (P6)

内容	ご注意ください
就職または復職で普通徴収から特別徴収に切替える	<p>対象者の住所・氏名・生年月日は正確に記入してください。 なお、以下に該当するものは特別徴収に切替えできません。</p> <p>(1) 普通徴収の各期で、納期限を過ぎているもの (2) 65歳以上の方で年金所得に係る税額分</p> <p>対象者の普通徴収の納期未到来分の納付書をできるだけ添付してください。</p>

- ・賦課年度の1月1日現在、庄原市に住所があるか確認してください。年の中途での庄原市への転入や住所が庄原市外で、他の市町村で課税されている場合は該当の市町村へお問い合わせください。
- ・前職が特別徴収の場合は、前職から異動届出書の提出があるまで切替えできないことがあります。
- ・その月の10日以降に申請書が提出された場合は、希望された月から開始できないことがあります。
- ・新卒者採用等予定が明らかな場合は、早めにお届けいただいてもかまいません。
- ・個人事業主本人は特別徴収できませんのでご注意ください。

2. 転勤（他の事業所で特別徴収を継続）するとき

必要書類： **特別徴収に係る給与所得者異動届出書** 記入例 2 (P6)

内容	ご注意ください
転勤元（退職）事業所の記入	<p>異動届出書のうち上段の「給与支払者」「給与所得者」欄に記入してください。徴収済税額、未徴収税額に誤りがないようご注意ください。</p>
転勤先（就職）事業所の記入	<p>異動届出書のうち中段の「1. 特別徴収継続の場合」の欄に転勤先事業所について記入してください。特に連絡先、開始月に誤りがないようご注意ください。</p>

- ・従業員の方が退職後庄原市外に転出される場合は、「異動後の住所」欄もできる限りご記入ください。
- ・届出書は、翌月10日までに速やかに提出してください。
- ・転勤先の給与担当者に必ず月割額等を連絡してください。
- ・転勤先の名称、所在地、連絡先が正確に記入されていない場合や、月額欄が空欄の場合は、転勤として手続きできません。
- ・異動届出書を転勤先に送付する等で、転勤先から届出をする場合は、届出があるまでは転勤元での特別徴収が停止できませんのでご注意ください。

3. 退職するとき

必要書類：特別徴収に係る給与所得者異動届出書

内容	ご注意ください
その年の6月から12月末までに退職して、未徴収税額を本人が納付するとき	何月分まで徴収済、未徴収かを正確に記入してください。特に給与が翌月支給となる場合はご注意ください。翌年5月分までの未徴収税額は、普通徴収に切替えて本人に通知します。 記入例3 (P7)
その年の6月から12月末までに退職して、未徴収税額を本人の希望で一括徴収するとき	何月分まで徴収済、未徴収かを正確に記入してください。なお、「2. 一括徴収の場合」の欄へ何月分で納入されるか正確に記入してください。 記入例4 (P7)
翌年の1月1日から4月末までの間に退職するとき	未徴収税額は、地方税法第321条の5第2項の規定により、本人の希望に関わらず一括徴収してください。また、新年度(6月以降)も特別徴収を予定していた場合、様式右上「年度」の欄の「3. 両年度」を○で囲んでください。 記入例4 (P7)
翌年の5月中に退職するとき	原則、5月分は特別徴収いただき、徴収済月を6月分から5月分までと記入の上、様式右上「年度」の欄の「3. 両年度」を○で囲んでください。 記入例3 (P7)
その年度分の税額について、特別徴収の納入が終了している従業員の方が退職するとき	異動届出書の提出が必要です。提出がない場合、本人の確定申告等で税額を変更したときは、事業所宛に税額変更通知をすることとなります。 記入例3 (P7)
税額が0円の従業員が退職するとき	異動届出書の提出が必要です。提出がない場合、本人の確定申告等で税額が発生したときは、事業所宛に税額変更通知をすることとなります。 記入例5 (P8)
新年度分から新規に特別徴収として給与支払報告書を提出した後に退職するとき	異動届出書の提出が必要です。様式の右上「年度」の欄の「2. 新年度」を○で囲み、税額欄は空欄としてください。提出がない場合は、特別徴収として通知することとなります。 記入例6 (P8)
従業員の方が死亡によって退職となる時	異動届出書の提出が必要です。普通徴収に切替え、相続人の方に通知します。この場合、一括徴収の必要はありません。 記入例3 (P7)

- ・ 定年退職や卒業等で予定が明らかな場合は、早めにお届けいただけます。
- ・ 退職される方の年税額が0円の場合、事業所に税額変更通知書の送付はありませんのでご注意ください。
- ・ 従業員の方が退職後に庄原市外に転出される時は「異動後の住所」欄もわかる範囲でご記入ください。
- ・ 「何月分」とは「給与の支給月」に対しての表示となりますので、「勤務月」とお間違えの無いよう **ご注意ください**。例：7月勤務分の給与を8月に支給し、「7月分給与」とされている場合、特別徴収では「8月分(支給月に対する特別徴収)」を指します。
- ・ 例年1月末までに提出いただく給与支払報告書は「翌年度の特別徴収(6月以降)」に係るものですので、給与支払報告書を「退職」として提出されていても、5月末までに退職される場合は異動届を提出してください。

4. 退職後に出国・帰国するとき

必要書類：特別徴収に係る給与所得者異動届出書

内容	課税年度	ご注意ください
その年の6月から12月末までに退職して出国・帰国するとき	現年度	異動届出書を提出してください。国外に転出されても、未徴収分の住民税は納税の義務があります。退職時に 可能な限り未徴収税額の一括徴収 にご協力ください。 記入例3・4(P7)
		一括徴収ができない場合は、従業員の方が 転出の前に ①本人が「 全額納付 」するか②「 納税管理人 」の設定が必要なため、早めのお手続きをご案内ください。
翌年の1月から5月末までに退職して出国・帰国するとき（新年度の課税が見込まれる場合）	(翌年5月分まで) 現年度	異動届出書を提出してください。未徴収税額は、地方税法第321条の5第2項の規定により、原則として本人の希望に関わらず一括徴収してください。なお、給与支払報告書を退職で提出されていても、異動届が必要です。 記入例4(P7)
	(翌年6月分以降) 新年度	翌年の1月から5月（納税通知書送付前）に国外転出される方でも、新年度の住民税が課税される場合は納税の義務があります。 転出の前に 新年度の納税通知書が送付されるまでは①あらかじめ本人が納税する「 予納 」か②「 納税管理人 」の設定が必要です。

- ・対象の従業員の方に個人の市民税 県民税（住民税）の手続きがある場合は、時間を要することがありますので、出国直前ではなく時間に余裕を持ってお越しいただくようお願いください。
- ・「予納」をされる場合は、税額を計算する必要があるため、年末調整や確定申告で計上していない所得や控除額があれば資料を持参していただきます。
- ・「納税管理人」は、ご家族のほか第三者になることができます。
- ・現年度・翌年度とも税額が0円又は非課税の場合は、事業所からの退職異動届（記入例5 P8）のみとなります。なお、退職時の年税額が0円又は非課税でも、収入により**翌年度は課税が発生する場合があります**のでご注意ください。

5. 休職するとき

必要書類：特別徴収に係る給与所得者異動届出書 記入例3・4(P7)

内容	ご注意ください
出産、育児や傷病等で休職するとき	異動届出書を提出してください。未徴収税額は、一括徴収いただくか普通徴収に切替え本人に通知します。

- ・予定が明らかな場合は、早めにお届けいただけます。
- ・現年度の中で復職し、特別徴収とする場合は、特別徴収開始切替申請書を提出してください。

6. 普通徴収とする異動事由に該当するとき

必要書類： **特別徴収に係る給与所得者異動届出書** 記入例3 (P7)

内容	ご注意ください
通知があった税額が毎月の給与から引ききれないとき等	切替できる異動事由に該当する場合に限り 異動届出書を提出してください。普通徴収に切替え本人に通知します。

- すべての従業員の方（短期雇用者、アルバイト、パート、役員を含む）は、地方税法第321条の3及び庄原市税条例第44条に基づき、原則として特別徴収をしていただきます。事業所や従業員の方の希望では普通徴収に切替えることができません。
- 広島県で普通徴収に切替えることができる異動事由は以下のとおりです。都道府県によって事由が異なる場合がありますのでご注意ください。
 - 退職や休職等で給与の支給が無くなった方
 - 給与が少額で、特別徴収しきれない方（例：年間支給額が93万円以下）
 - 給与が毎月は支給されない方（不定期支給）
 - 他の事業所から特別徴収されている方（乙欄）
- 年度当初の通知で、特別徴収を予定していない従業員の方が記載されている場合は、例年1月末までに提出いただく給与支払報告書が特別徴収分となっていることが考えられますので、**普通徴収に該当する場合は、必ず普通徴収分として提出してください。**また、5月末までに退職された場合は速やかに異動届を提出してください。

7. 事業所の名称等に変更があるとき

必要書類： **特別徴収義務者の名称所在地等変更届出書** 記入例7 (P9)

（特別徴収開始切替申請書 ・ 特別徴収に係る給与所得者異動届出書）

内容	ご注意ください
所在や名称を変更するとき	変更の内容を正確に記入してください。
合併等により新たな法人を設立、または分割したとき	変更届出書のほか、従業員の方の就職、退職または転勤がある場合は、開始切替申請書または異動届出書も提出してください。指定番号を変更する場合がありますのでご注意ください。
法人が解散や休眠するとき	変更届出書のほか、従業員の方の退職、転勤がある場合は、異動届出書も提出してください。
通知の送付先を変更するとき	変更届出書を提出してください。なお、様式の「備考」欄に送付先の変更である旨を明記してください。

- 法人の変更内容が、代表者の変更だけの場合届出は不要です。

8. 納入に関すること

内容	ご注意ください
急な退職等で、その月の納入金額が変更となる時	その月分の納入書の金額訂正か、または、予備の納入書を使用できません。異動届も忘れずに提出してください。 記入例 8 (P9)
納入書の同封がないとき	給与支払報告書を提出された際に、納入書不要とされている場合には同封していません。必要な場合は庄原市へご連絡ください。
就職し、開始申請書を提出したのに従業員の方に普通徴収の納付書が届いたとき	開始申請書を提出されても、前職からの退職異動届により切替えた普通徴収の納付書が発送処理済みのため、従業員の方へ届くことがあります。開始申請後であれば、従業員の方に納期未到来の普通徴収の納付書では納付しないようお願いください。
納入したはずの月分の督促が届いたとき	納入書に表示した月分に充当するため、使用された納入書の月が納入しようとした月と違った場合、未納の状態となった月分に対し督促が届くことがあります。何月分かを確認いただき納入してください。
口座振替で納入したいとき	エルタックスで口座振替ができます。ご利用はエルタックスのホームページでご確認ください。(https://www.eltax.lta.go.jp)
初めて納入するとき (中国5県以外の事業所)	ゆうちょ銀行又は郵便局での納入をお願いします。なお、通知に同封する「特別徴収関係書類」に添付の「市民税・県民税(特別徴収)取扱局指定通知書(原本)」を初回納入時に窓口へ提出してください。
退職手当等の支払いにより、市民税県民税を納入するとき	特別徴収した月の翌月10日までに納入書の訂正、納入申告書を記入の上、他の特別徴収分と併せて納入してください。 記入例 9 (P10)
毎月の納入事務が負担となる時	毎月の納入事務が負担になる場合、条件に適合すれば年2回の納入となる納期の特例が認められます。 記入例 10 (P11)

9. その他

区分	内容	ご注意ください
届出	届出等は FAX や電子メールで提出できるか	届出等は、書類(郵送可)又はエルタックスでの提出を受付けています。FAX や電子メールは受付けしていません。
税額変更通知	従業員の税額の変更通知が届いたとき(納期未到来分)	従業員の方の確定申告等で税額を変更する場合にお知らせします。変更月から差替えた納入書で納入してください。
税額変更通知(還付)	従業員の税額を減額する変更通知が届いたとき(納入済の月も減額)	従業員の方の確定申告等で税額を減額する場合にお知らせします。原則として納期未到来分から変更しますが、納入済の月分も減額せざるを得ない場合があります。 納入超過額は従業員の方へ還付しますが、庄原市から直接連絡しますので、事業所の対応は不要です。 ※事業所から納入済の超過額を還付しないでください。

届出書等の記入例

1. 就職・復職で特別徴収に切替えるとき (例：11月から開始するとき)



特別徴収 開始 申請書

庄原市長 様 年 月 日 提出	名称 (氏名)	株式会社 ○○○○	特別徴収義務者 指定番号	1 0 8 5 0 1 1 2 2 3 3 ¹⁰
	所在地 (住所)	〒 727-2106 庄原市中本町一丁目1番10号	指定番号の有無	有 () 無 ()
	法人番号	1 9 8 7 4 5 6 3 2 1 0 7 8 9 ¹³	担当者	課・係 総務部 給与G
			氏名	上野池 美桜
			電話	0824-73-0000

フリガナ	ショウバラ エイトロウ	生年月日	S61年 8 月 25 日	普通徴収税額 (うち納付済額)	58,000 円 24,400 円	特別徴収希望時期	令和 5 年 11 月分より
氏名	庄原 英太郎			住所	庄原市川手町 9999 番地 1		

フリガナ		生年月日	年 月 日	普通徴収税額 (うち納付済額)	() 円	特別徴収希望時期	年 月分より
氏名				住所			

税額、納付済額は従業員の方の納付書をご確認ください。

フリガナ		生年月日	年 月 日	普通徴収税額 (うち納付済額)	() 円	特別徴収希望時期	年 月分より
氏名				住所			

フリガナ		生年月日	年 月 日	普通徴収税額 (うち納付済額)	() 円	特別徴収希望時期	年 月分より
氏名				住所			

フリガナ		生年月日	年 月 日	普通徴収税額 (うち納付済額)	() 円	特別徴収希望時期	年 月分より
氏名				住所			

※ 支払者(特別徴収義務者)が個人事業主の場合、支払者(特別徴収義務者)の「法人番号」の欄は空欄のまま提出してください。

※ 普通徴収の納期限が過ぎているものについては、切り替えできません。

2. 転勤 (他の事業所で特別徴収を継続) するとき (例：10月分まで徴収、11月分から変更するとき)

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

庄原市長 殿 令和 5 年 10 月 30 日 提出	所在地 〒727-2106 庄原市中本町一丁目1番10号	フリガナ ○○○○	特別徴収義務者 指定番号 850112233	宛番号 2	所属 氏名	担連 氏名			
異動事由は「2.転勤」徴収方法は「1.特別徴収継続」としてください。	年 税額、徴収済額、未徴収税額は正確に記入してください。	すでに全額納入しているときは、未徴収税額は0円となります。	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度				
フリガナ	ショウバラ エイトロウ	生年月日	S61年 8 月 25 日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	庄原 英太郎	個人番号	1 2 3 4 6 5 4 7 8 9 0 1	6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで	33,600 円	令和5 年 10 月 20 日	2 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 事由・理由 ()	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人納付)
受給者番号	80007	1月1日現在の住所	庄原市川手町9999番地1	58,000 円	24,400 円				
異動後の住所	広島市東区牛田本町0丁目12番3号								

退職の日が一月一日から四月三十日までの間は、本人からの申し出がない限り、必ず未徴収理由を記入してください。

1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指定番号	1 2 3 6 5 4 7 8 9 0 3 2 1	新規	法人番号	1 2 3 6 5 4 7 8 9 0 3 2 1	新しい勤務先へは、月割額 4,800 円を 11 月分(翌月10日納入期限)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地	〒 732-0068 広島市東区牛田本町0丁目999-9	担当 者 連絡 先	所属 課	経理課	
	フリガナ	◇◇◇◇	氏名	氏名	広島 一郎	受給者番号
	氏名又は名称	株式会社 ◇◇◇◇	電話	電話	082-000-9999 内線 (5678)	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
						1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収	転勤先の項目は正確に記入してください。不明な場合は手続きできません。	徴収月	月	転勤先の給与担当者に、月割額及び開始月を必ず連絡の上、正確に記入してください。
---------	------------------------------------	-----	---	---

3. 普通徴収の場合	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※ 市町村 記入欄
	2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
	3. 死亡による退職であるため	

3. 退職等で普通徴収に切替えるとき（例：10月分まで徴収し、11月分以降を切替えるとき）

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

令和5年11月6日提出 庄原市長 殿 給与支払者 〔義務者〕 特別徴収		所在地 〒727-2106 庄原市中本町一丁目1番10号		年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		特別徴収義務者 指 定 番 号 850112233								
				フリガナ 〇〇〇〇		宛 名 番 号 2								
令和5年11月6日提出 給与支払者 〔義務者〕 特別徴収		氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇		拒 連 所 属 当 該 氏 名 総務部給与グループ		上野池 美桜								
				個人番号 又は法人番号 9 8 7 4 5 6 3 2 1 0 7 8 9		電 話 0824-73-0000 内 線 (2233)								
退職の日が一月一日から四月三十日までの間の場合を除く 給 与 所 得 者	フリガナ	ショウバラ エイタロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
	氏 名	庄原 英太郎												
	生年月日	S61年8月25日												
	個人番号	1 2 3 4 6 5 4 7 8 9 0 1												
	受給者番号	80007												
	1月1日現在の住所	庄原市川手町9999番地1												
異動後の住所	庄原市東城町川西000番地0		58,000 円		24,400 円		33,600 円		令和5年10月25日		1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 事由・理由 { }		3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

年税額、徴収済の月と税額、未徴収の月と税額は現年度のを正確に記入してください。

- ・全額納入済のときは、未徴収税額は0円と記入してください。
- ・翌年5月中の退職の場合は、徴収済額を6月から5月、未徴収税額は0円と記入してください。
- ・1月以降の退職で、新年度も特別徴収として給与支払報告書を提出された場合は「年度」欄は「3.両年度」としてください。

異動の事由は該当する事由の番号、「その他」の場合は内容も記入してください。徴収方法を「3.普通徴収」としてください。

2. 異動が 年 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 月 日 円	左記の一括徴収した税額は、 <input type="text"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
---	---

3. 普通徴収の場合

1. 異動が 令和5年12月31日までに、一括徴収の申出がないため

2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3. 死亡による退職であるため

4. 退職等で未徴収税額を一括徴収するとき（例：10月に退職し、10月分で一括徴収するとき）

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

令和5年11月6日提出 庄原市長 殿 給与支払者 〔義務者〕 特別徴収		所在地 〒727-2106 庄原市中本町一丁目1番10号		年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		特別徴収義務者 指 定 番 号 850112233								
				フリガナ 〇〇〇〇		宛 名 番 号 2								
令和5年11月6日提出 給与支払者 〔義務者〕 特別徴収		氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇		拒 連 所 属 当 該 氏 名 総務部給与グループ		上野池 美桜								
				個人番号 又は法人番号 9 8 7 4 5 6 3 2 1 0 7 8 9		電 話 0824-73-0000 内 線 (2233)								
退職の日が一月一日から四月三十日までの間の場合を除く 給 与 所 得 者	フリガナ	ショウバラ エイタロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
	氏 名	庄原 英太郎												
	生年月日	S61年8月25日												
	個人番号	1 2 3 4 6 5 4 7 8 9 0 1												
	受給者番号	80007												
	1月1日現在の住所	庄原市川手町9999番地1												
異動後の住所	庄原市東城町川西000番地0		58,000 円		19,600 円		38,400 円		令和5年10月25日		1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 事由・理由 { }		2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

1. 特別徴収継続の場合

年税額、徴収済・未徴収の月と税額は現年度のを正確に記入。

- ・翌年1月1日以降の退職は、希望によらず一括徴収してください。
- ・1月以降の退職で、新年度も特別徴収として給与支払報告書を提出された場合は「年度」欄は「3.両年度」としてください。

2. 一括徴収の場合

1. 異動が令和5年12月31日までに、一括徴収の申出があったため

2. 異動が 年 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定日 10 月 20 日

徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 38,400 円

左記の一括徴収した税額は、
 月分(翌月10日納入期限分)で
 納入します。

3. 普通徴収の場合

12月31日までは「1」、1月1日以降は「2」で記入してください。

納入する月を必ず記入してください。

5. 税額が0円の従業員が退職するとき

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

		年度										1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度													
退職の日が一月一日から四月三十日までの間の場合を除きます。本人からの申し出がない場合であっても、必ず未徴収税額を一括徴収してください。		提出日 令和5年11月8日提出		所在地 〒727-2106 庄原市中本町一丁目1番10号		特別徴収義務者 指定番号 850112233		宛名番号 2		担連者 所属 総務部給与グループ		氏名 上野池 美桜		電話 0824-73-0000 内線 (2233)													
		フリガナ		〇〇〇〇		氏名又は名称		株式会社 〇〇〇〇		個人番号又は法人番号		9 8 7 4 5 6 3 2 1 0 7 8 9		一人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし右詰めに記載													
		フリガナ		ショウバラ エイタロウ		氏名		庄原 英太郎		生年月日		S61年8月25日		特別徴収税額(年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法			
		個人番号		1 2 3 4 6 5 4 7 8 9 0 1		受給者番号		80007		1月1日現在の住所		庄原市川手町9999番地1		異動後の住所		庄原市東城町川西000番地0		0円		0円		0円		令和5年10月20日		1 退職 2 転職・長欠 3 休職 4 死亡 5 支払少額・不定期合併・解散その他 6 異動の事由(右から番号を記入)	

税額は0円で記入してください。
1月以降の退職で、新年度も特別徴収として給与支払報告書を提出された場合は「年度」欄は「3.両年度」としてください。

異動の事由は該当する事由の番号、「その他」の場合は内容も記入してください。徴収方法を「3.普通徴収」としてください。

1. 一括徴収の場合		1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 円 納入します。
3. 普通徴収の場合		1. 異動が 令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄		

6. 新年度から特別徴収の予定で給与支払報告書を提出した後、退職するとき(現年度が普通徴収の場合)

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

		年度										1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度													
退職の日が一月一日から四月三十日までの間の場合を除きます。本人からの申し出がない場合であっても、必ず未徴収税額を一括徴収してください。		提出日 令和6年4月8日提出		所在地 〒727-2106 庄原市中本町一丁目1番10号		特別徴収義務者 指定番号 850112233		宛名番号 2		担連者 所属 総務部給与グループ		氏名 上野池 美桜		電話 0824-73-0000 内線 (2233)													
		フリガナ		〇〇〇〇		氏名又は名称		株式会社 〇〇〇〇		個人番号又は法人番号		9 8 7 4 5 6 3 2 1 0 7 8 9		一人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし右詰めに記載													
		フリガナ		ショウバラ エイタロウ		氏名		庄原 英太郎		生年月日		S61年8月25日		特別徴収税額(年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法			
		個人番号		1 2 3 4 6 5 4 7 8 9 0 1		受給者番号		80007		1月1日現在の住所		庄原市川手町9999番地1		異動後の住所		庄原市東城町川西000番地0		円		円		円		令和6年3月31日		1 退職 2 転職・長欠 3 休職 4 死亡 5 支払少額・不定期合併・解散その他 6 異動の事由(右から番号を記入)	

金額は空欄としてください。
「年度」欄は「2.新年度」としてください。
例年5月中旬に発送する当初の税額通知では、異動届に加え、給与支払報告書を特別徴収の区分で提出された場合も特別徴収の対象となります。退職された場合は忘れずにお届けください。

異動の事由は該当する事由の番号、「その他」の場合は内容も記入してください。この例では、徴収方法を「3.普通徴収」としてください。

1. 一括徴収の場合		1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 円 納入します。
3. 普通徴収の場合		1. 異動が 令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄		

7. 事業所の名称等に変更があったとき

受付印 庄原市長 様 年 月 日 提出		特別徴収義務者の 名称 所在地 等変更届出書									
		給与支払者(特別徴収義務者) 名称(氏名) 株式会社 ○○○○ 所在地(住所) 〒727-2106 庄原市中本町一丁目1番10号 法人番号 19874563210789 ¹³									
		特別徴収義務者 指定番号 10850112233 ¹⁰ 担当者 課・係 氏名 電話 総務部 給与G 上野池 美桜 0824-73-0000									
変更 年月日 令和5年10月20日		変更理由 1 名称変更 2 所在地変更 ◎ 合併 4 その他 ※ 変更理由が「3」又は「4」の場合は、備考欄にその内容(法人成り・吸収合併・新設合併等)を詳しく記載してください。									
事項 フリガナ 変更前 ○○○○ 変更後 株式会社 ○○○○		備考 株式会社○○○○は株式会社◇◇◇◇に吸収合併。 理由が3・4の場合は「株式会社◇◇◇を吸収合併し株式会社▲▲▲を設立」「事務の集約により送付先変更」等の内容を記載してください。									
所在地(住所) 〒727-2106 庄原市中本町一丁目1番10号		〒732-0068 広島市東区牛田新町0丁目999-9									
方書		名称・所在地等は正確にご記入ください。									
法人番号 19874563210789 ¹³		11236547890321 ¹³									
電話番号 (0824) 73 - 0000		(082) 000 - 9999									

- ※ 変更後の名称、所在地及び方書には、誤読を避けるために必ずフリガナを記載してください。
- ※ 支払者(特別徴収義務者)の法人番号を記入してください。
- ※ 支払者(特別徴収義務者)が個人事業主の場合は記入不要です。「法人番号」の欄は空欄のまま提出してください。

8. 納入書金額訂正の記入例

●納入金額に変更がある場合の記入方法(表面)

納入書保管用・金融機関保管用・市町村保管用の3枚それぞれに同じ内容でご記入ください。

広島県 庄原市 個人市町村民税 個人道府県民税		領収証書 (公)	
34210601360-9-960153番 庄原市会計管理者		市区町村コード 口座番号 加入者名	
令和05年11月分		指定番号 850112233	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納入金額(1) 230,000 円	
納期限 令和5年12月11日		納入金額 (億 千 百 十 万 千 百 十 円)	
		給与分(一括徴収分を含む) 250000	
		退職所得分	
		延滞金	
		(2) 合計額 250000	
(特別徴収義務者) 〒727-2106 住所 又は 庄原市中本町一丁目10番1号 所在地 氏名 又は 株式会社 ○○○○ 様 名称		領収日付印	

上記のとおり領収しました。領収証書は5年間大切に保存してください。(納入者保管)

9. 退職所得に係る市民税 県民税の納入書及び申告書の記入例

●納入書記入方法（表面）

納入書保管用・金融機関保管用・市町村保管用の3枚それぞれに同じ内容でご記入ください。

広島県 庄原市 個人市町村民税 個人道府県民税 **領収証書** (公)

3	4	2	1	0	6	01360-9-960153番		庄原市会計管理者
市区町村コード						口座番号		加入者名
令和5年11月分						指定番号		納入金額(1)
						850112233		250,000円
納金額(1)の欄を2重線で抹消。訂正印は不要です。 変更がなければ、月額を記入。 ¥記号は記入不要です。 退職手当等に係る課税分を記入。 ¥記号は記入不要です。 合計金額を記入。 ¥記号は記入不要です。								
納税区分			給与分			退職所得分		
			250,000			496,300		
延滞金								
(2)合計額			746,300					
住所又は所在地 氏名又は名称 株式会社 ○○○○ 様						領収日付印		

上記のとおり領収しました。領収証書は5年間大切に保存してください。(納入者保管)

●納入申告書記入方法（裏面）

退職手当等を支払い、所得に対し市民税・県民税が発生する場合にご記入ください。
なお退職による住民税の一括徴収の場合は不要です。

市町村民税 納入申告書
道府県民税

令和5年12月8日提出

令和5年11月		人員	1人
退職手当等支払金額		235,285	00
特別徴収税額	市町村民税	297,800	00
	道府県民税	198,500	00

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

(特別徴収義務者) (受付印)
住所又は所在地 庄原市中本町一丁目10番1号
氏名又は名称 株式会社 ○○○○

法人番号又は個人番号 98774563210789

退職手当等を支払った年月を記入。

対象人数を記入。

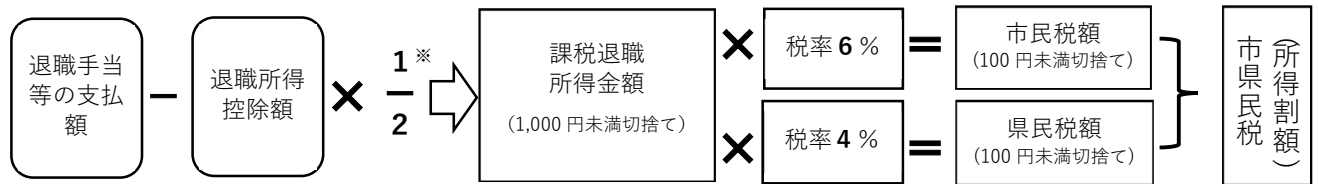
退職手当等の金額を記入。複数人の場合は合計額。
¥記号は記入不要です。

退職手当等の所得分の市民税・県民税の内訳をそれぞれ記入。複数人の場合は合計額。
¥記号は記入不要です。

特別徴収義務者の所在地・名称を記入。

法人番号（個人事業主の場合は空欄）を右詰で記入。

■ 税額の計算



※「勤続年数が5年以下の役員等が支払を受ける退職手当等」及び「勤続年数が5年以下の従業員等が支払を受ける退職手当等のうち、退職所得控除額控除後の残額のうち300万円を超える部分」については2分の1控除はありません。

・退職所得控除額の計算方法

勤続年数	退職所得控除額	その他
20年以下	40万円×勤続年数 (80万円に満たない時は80万円)	障害者になったことに直接基因して退職された場合、控除額に100万円を加算します。
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)	

勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げます。

■ 納入期限 退職手当等から特別徴収をした翌月10日まで（地方税法321条の5第2項）

■ 計算例 勤続年数28年(27年1か月)、退職手当等の金額が23,528,500円の方の場合

- ・退職所得控除額：800万円+70万円×(28年-20年) = 13,600,000円 (1,000円未満切捨て)
- ・退職所得金額：(23,528,500円-13,600,000円)×1/2 = 4,964,250円 ⇒ 4,964,000円
- ・市民税：4,964,000円×6% = 297,840円 ⇒ 297,800円 (100円未満切捨て)
- ・県民税：4,964,000円×4% = 198,560円 ⇒ 198,500円 (100円未満切捨て)

■ 特別徴収票の提出

退職手当等の支払いを受ける方が、法人の役員等である場合は「退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)」を、退職後1か月以内に提出してください。なお、退職手当等の受給者にも交付してください。

10. 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書記入例

様式第52号

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(受付第 号)

① 庄原市長殿 令和5年6月2日 提出	② 申請者等	氏名又は名称	株式会社 ○○○○					③ 電話番号	0824-73-0000				
		住所又は所在地	広島県庄原市中本町一丁目10番1号					④ 特別徴収義務者番号	0850112233				
		本店又は主たる事務所の所在地	同上										
		法人番号※	9	8	7	4	5						

※個人事業主等の方は個人番号を記載しないでください。

特別徴収税額の納期の特例の適用をうけたいので、庄原市税条例第46条の3の規定により申請します。

⑤ 納期の特例を受けようとする税額 令和5年(度) 6 月分以降の市民税・県民税の特別徴収税額 (分離課税に係る所得割を含む。)								
⑥ 最近における6カ月間の月別の給与の支払を受ける者の数及びその給与の金額	月 別		R4年12月	R5年1月	R5年2月	R5年3月	R5年4月	R5年5月
	給与の支払を受ける者	人 員	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		各月の支払金額	228,600円	208,700円	209,200円	232,700円	216,300円	219,000円
	臨時に雇用している者	人 員	4人	2人	2人	4人	0人	1人
各月の支払金額		314,700円	168,200円	175,400円	367,800円	0円	86,200円	
⑦ 現に庄原市にかかる徴収金の滞納があり、又は最近において著しい納付若しくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない事由によるものであるとき、その理由の詳細			該当なし					
⑧ この申請の日以前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことの有無			有 ・ 無					

※ 申請者は、以下の欄には記入しないこと。

税務課	処理区分	却下の理由	発議 ・ ・			決裁 ・ ・			施行 ・ ・		
	承認		整理	徴収原簿 名簿記入	徴収カード記入	通知書 発付					
	却下		決裁	課長	係長	担当	徴収				

- ・ 対象となる特別徴収義務者は、給与の支払いをしている人の数が、常時10人未満の場合です。10人とは、市民税・県民税が非課税の人や庄原市外に居住している人も含みます。なお、繁忙期に臨時に雇い入れた人は除きます。
- ・ 承認を受けた後、毎月徴収した月割額の納入は年2回の納入となります。承認にあわせ差替分の納入書を送付します。また、承認の取消がない限り、次年度以降も引き続き納期の特例が適用されます。
 - 6月分から11月分の徴収額 …………… 12月10日までに納入
 - 12月分から翌年5月分までの徴収額 …… 翌年6月10日までに納入
- ・ 年度の中途に申請され承認した場合、申請日の属する月より前の月は、納期の特例が適用されません。
 - 例) 10月6日に申請され、承認を受けた場合
 - 6月分から9月分の徴収税額 …………… 各月の納期限までにそれぞれ納入
 - 10月分、11月分の徴収税額 …………… 12月10日までに納入
 - 12月分から翌年5月分までの徴収税額 …… 翌年6月10日までに納入
 - [翌年度以降] 6月分から11月分の徴収額 …… 12月10日までに納入
- ・ 承認後、給与の支払いをする人の数が、常時10人以上となった場合は、遅滞なく届出てください。
- ・ 承認後、滞納や納入の遅延がある場合は、承認を取消することがあります。
- ・ 市税の滞納や、納入の遅延がある場合は、この特例の承認を受けられないことがあります。



特別徴収開始申請書

庄原市長様 年 月 日提出	給与支払者(特別徴収義務者)										10
	名称(氏名)					特別徴収義務者 指定番号					
	所在地(住所)					有 指定番号の 有					
	法人番号					課・係 氏名					
										電話	

フリガナ			生年月日	年	月	日	普通徴収税額 (うち納付済額)	円 円)	特別徴収 希望時期	年	月	分	より
氏名													

フリガナ			生年月日	年	月	日	普通徴収税額 (うち納付済額)	円 円)	特別徴収 希望時期	年	月	分	より
氏名													

フリガナ			生年月日	年	月	日	普通徴収税額 (うち納付済額)	円 円)	特別徴収 希望時期	年	月	分	より
氏名													

フリガナ			生年月日	年	月	日	普通徴収税額 (うち納付済額)	円 円)	特別徴収 希望時期	年	月	分	より
氏名													

フリガナ			生年月日	年	月	日	普通徴収税額 (うち納付済額)	円 円)	特別徴収 希望時期	年	月	分	より
氏名													

※ 支払者(特別徴収義務者)が個人事業主の場合、支払者(特別徴収義務者)の「法人番号」の欄は空欄のままで提出してください。

※ 普通徴収の納期限が過ぎているものについては、切り替えできません。

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
給与 所得者	フリガナ	特別徴収義務者 指定番号		
	氏名	宛名		
生年月日	年 月 日	所属	氏名	
個人番号	年 月 日	住所	フリガナ	
受給者番号	年 月 日	氏名	氏名	
1月1日現在の住所	年 月 日	住所	氏名	
異動後の住所	年 月 日	住所	氏名	
給与	年 月 日	特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
所得者	年 月 日	特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
異動の事由	年 月 日	異動の日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
1. 退職	年 月 日	年 月 日	1. 退職・長欠	1. 特別徴収継続
2. 転職	年 月 日	年 月 日	2. 転職・長欠	2. 一括徴収
3. 死亡	年 月 日	年 月 日	3. 死亡	3. 普通徴収 (本人納付)
4. 支払少額・不定期	年 月 日	年 月 日	4. 支払少額・不定期	
5. 合併・解散	年 月 日	年 月 日	5. 合併・解散	
6. その他	年 月 日	年 月 日	6. その他	
7. その他	年 月 日	年 月 日	7. その他	

退職の日が一月一日から四月三十日までの間の場合、本人からの申し出がない場合であっても、必ず未徴収税額を一括徴収してください(死亡退職等の場合を除きます)。

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。

特別徴収義務者 指定番号	法人番号	所 属 氏 名	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
フリガナ	担当者	住所	納入書の要否	1. 必要 2. 不要
氏名又は名称	連絡先	フリガナ	納入書の要否	
		氏名		
		電話		

2. 一括徴収の場合

左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。

特別徴収義務者 指定番号	徴収予定日 (上記(ウ)と同額)
フリガナ	月 日
氏名又は名称	円

3. 普通徴収の場合

1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

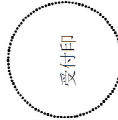
3. 死亡による退職であるため

特別徴収義務者 指定番号	年 月 日
フリガナ	年 月 日
氏名又は名称	年 月 日

※ 市 町 村 記 入 欄

記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。



特別徴収義務者の

名称所在地

等変更届出書

給与支払者(特別徴収義務者)									
庄原市長 様			名称(氏名)						
年 月 日 提出			所在地(住所)						
年 月 日			法人番号						
年 月 日			特別徴収義務者指定番号						
年 月 日			課・係						
年 月 日			担当者						
年 月 日			氏名						
年 月 日			電話						

変更年月日	年 月 日	変更理由	1 名称変更 2 所在地変更				備考
			3 合併 4 その他				
※ 変更理由が「3」又は「4」の場合は、備考欄にその内容(法人成り・吸収合併・新設合併等)を詳しく記載してください。							
変更前							
変更後							
事項 フリガナ							
名称(氏名)							
フリガナ							
所在地(住所)							
フリガナ							
方書							
法人番号							
電話番号							

※ 変更後の名称、所在地及び方書には、誤読を避けるために必ずフリガナを記載してください。

※ 支払者(特別徴収義務者)の法人番号を記入してください。

※ 支払者(特別徴収義務者)が個人事業主の場合は記入不要です。「法人番号」の欄は空欄のまま提出してください。

特別徴収税額の特例に関する申請書

(受付第 号)

① 庄原市長殿	② 申請者等 年 月 日 提出	氏名又は名称													③ 電話番号	
		住所又は所在地													④ 特別徴収義務者番号	
		本店又は主たる事務所の所在地														
		法人番号※														

※個人事業主等の方は個人番号を記載しないでください。

特別徴収税額の特例の特例の適用をうけたいので、庄原市税条例第46条の3の規定により申請します。

⑤ 納期の特例を受けようとする税額		年(度) 月分以降の市民税・県民税の特別徴収税額(分離課税に係る所得割を含む。)											
月	別	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
⑥ 最近における6カ月間の月別の給与の支払を受ける者の数及びその給与の金額	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	各月の支払金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	人に雇用している者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
⑦ 現に庄原市にかかる徴収金の滞納があり、又は最近において著しい納付若しくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない事由によるものであるとき、その理由の詳細		該当なし											
⑧ この申請の日以前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことの有無		有 ・ 無											

※ 申請者は、以下の欄には記入しないこと。

処理欄 税務課 却下	処理区分	却下の理由											
	承認	発議	整理	徴収原簿 名簿記入	徴収カード記入	決裁	施行	通知書 発付	発行	徴収			
	却	決裁	課長	係長	担当	徴収							